

料 金 表（贈与税申告）

■贈与税申告業務

※報酬算定の基礎となる「贈与財産の評価額」は、委任契約締結時において確定した又は見込まれる贈与財産の評価額とする。

ただし、契約締結時において見込まれる贈与財産の評価額が、評価後における贈与財産の評価額と比較して著しく乖離することとなった場合には、その乖離することとなった時点において、その評価後における贈与財産の評価額を基礎として報酬を見直すものとする。

単位：円（税別）

	贈与財産の評価額 (各種特例適用前)							
	A	B	C	D	E	F	G	H
	300万円以下	300万円超 500万円以下	500万円超 750万円以下	750万円超 1,000万円以下	1,000万円超 3,000万円以下	3,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超
申告業務報酬	10,000	14,000	18,000	24,000	34,000	45,000	60,000	基本 70,000 5,000万円増加する毎 +10,000

料 金 表（贈与税申告）

【 贈与税申告業務以外の業務 】

■財産評価業務（減額規定あり）

下表の財産がある場合、それぞれ該当する金額を贈与税申告業務の基本報酬額に加算するものとする。

① 非上場株式等（注1）の評価額算定	100,000 円 / 件
② 土地等（倍率方式）の評価額算定	10,000 円 / 件
③ 土地等（路線価方式）の評価額算定	50,000 円 / 件
④ その他財産（注2）の評価額算定	5,000 円 / 件
（注1）	その法人が課税時期において土地等を有する場合には、その土地等の評価額算定は、②又は③により報酬額を決定する。
（注2）	①から③の財産及び現金預金以外の国内に所在する財産をいう。

■特例適用加算

下表のいずれかに該当する場合、それぞれ該当する金額を贈与税申告業務の基本報酬額に加算するものとする。

① 住宅取得等資金の非課税	40,000 円 / 件
② 贈与税の配偶者控除	40,000 円 / 件
③ 相続時精算課税（注）	40,000 円 / 件
④ 住宅取得等資金を適用した相続時精算課税	50,000 円 / 件
（注）	贈与税の特別控除の適用がある場合に限る。

■税務調査業務（減額規定あり）

調査立会業務は、1日当たり、30,000円とする。

調査官との折衝業務は、是正申告書作成業務に含むものとし、是正申告書の作成業務と併せて、原則30,000円とする。

料 金 表（贈与税申告）

【 贈与税申告業務以外の業務 】

■ その他の事務代行業務（一例）

□ 届出書等作成提出業務

届出書等とは、税務署又は地方公共団体に提出する各種届出書及び申請書をいう。

● 原則

1件につき、3,000円とする。

- ・ 印紙税の過誤納還付請求書は、当事務所の過失による提出である場合を除き、原則通りの金額とする。

● 例外

- ・ 相続時精算課税選択届出書

・・・ 一式10,000円

□ 税務調査に起因しない修正申告書の作成提出業務

贈与税申告業務報酬からその50%を控除した金額とする。

□ 税務調査に起因しない更正請求書の作成提出業務

贈与税申告業務報酬からその50%を控除した金額とする。

□（税理士法第33条の2）書面添付制度の添付書面作成業務

添付書面作成業務に係る報酬は、贈与税申告業務報酬の10%とする。

■ 報酬料金の支払方法に関する規定

原則、業務完了月の翌月に支払うものとする。